

市内で段階的に設備投資したい!

3 累積投資型 の場合

工場・事務所等の『新規取得』、 『追加投資』をされる中小企業の方

投資・雇用要件の3年以内での達成が補助の条件となります。

(「中小企業者の範囲」に該当する企業に限る。)
P.26 ●中小企業資金融資制度 参照

補助内容

固定資産税・
都市計画税

B カーボンニュートラル特例

(P.22 ●は対象外)

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	補助内容	投資・雇用要件	補助限度額	期間
累積投資型 企業立地事業	新規取得	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域 (事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	取得した 固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 相当額	①取得固定資産評価額(1億円以上) ②常時雇用者数×10百万円 (操業開始時に投資額として 取得固定資産評価額3千万円以上の 投資がなされていること)	1億円/年	2年
	追加投資	●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●ネクストコア千葉生実 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	取得した 固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 (増加分)の2/3			

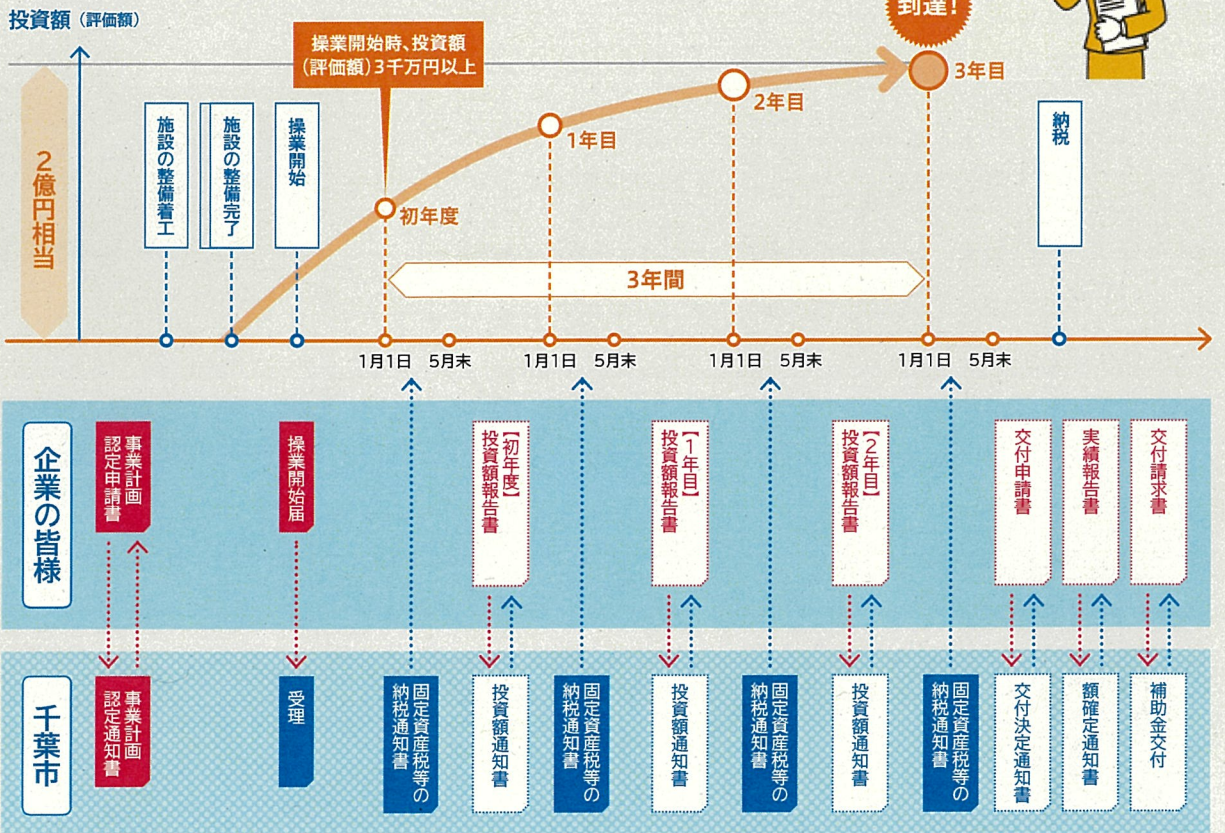
※コア業種特例に該当する場合は、税に係る補助期間を1年延長

※1 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る ※2 新港経済振興地区に限る ※3 補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る

3 累積投資型 手続きの流れ(イメージ)

マイルージ式で、中小企業の段階的・
計画的な投資をサポート!

- 施設の整備に着手する前に、事業計画の認定が必要です。
- 投資・雇用要件に達した段階(年度)で補助金の申請が可能になります。



脱炭素社会へ向けての新制度導入

B カーボンニュートラル特例奨励補助金

カーボンニュートラルの実現に資する投資へ上乗せ支援！ (1 所有型 3 累積投資型 のみ対応)

■対象設備

【補助限度額】1,000万円 【補助回数】1回

主な対象設備	具体的な対象品目例
(1) 経済産業省の省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業の先進事業として認められた対象設備 (2) 経済産業省の省エネルギー投資促進支援事業の指定設備導入事業として認められた対象設備 (3) その他、国等の認証基準を満たすカーボンニュートラル関連設備	● 流体攪拌装置 ● 霧田気再生装置 ● 高効率空調 ● 産業ヒートポンプ ● 業務用給湯器 ● 高性能ボイラ ● 高効率コージェネレーション ● 低炭素工業炉 ● 変圧器 ● 冷凍冷蔵設備 ● 産業用モータ ● 制御機能付きLED照明器具 ● 工作機械 ● プラスチック加工機械 ● プレス機械 ● 印刷機械 ● ダイカストマシン ※参考ホームページアドレス (一社) 環境共創イニシアチブ https://sii.or.jp/

■補助内容 (上乗せ額)

新港地区	其他地区
【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×100%	【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×50%